

(9) 建物共用部分

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者 (共益費)	
エントランス	①表札		○	
階段室	②面格子	○		
廊下等	③手すり、窓手すり	○		
	④パイプシャフト扉	○		
	⑤屋上点検用扉、ハッチ	○		
	⑥掲示板	○		
	⑦階数表示	○		
	⑧集合郵便受箱		○	
エレベーター	⑨押しボタン、表示球		○	
共用電灯	⑩階段灯、廊下灯、外灯の修理		○	器具の取替えは県負担
	⑪電球、蛍光管、グローランプ、水銀灯等		○	
	⑫スイッチ、タイマー、自動点滅器		○	
アンテナ	⑬テレビアンテナ	○		